

日向延岡新産業都市計画下水道の変更

(日 向 市 決 定)

令和 5 年度

宮 崎 県 日 向 市

日向延岡新産業都市計画下水道の変更(日向市決定)

日向延岡新産業都市計画 日向公共下水道「2.排水区域」及び「4.その他の施設」日向市浄化センターを次のように変更し、「3.下水管渠」往還污水幹線、「4.その他の施設」仙ヶ崎污水中継ポンプ場及び赤岩污水中継ポンプ場を廃止する。

2.排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約 1377ha (うち汚水処理区域 約 877ha)

3.下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
往還污水幹線	日向市大字財光寺字下ヶ浜	日向市大字財光寺字下ヶ浜	廃止

4.その他の施設

内 訳	位 置	備 考
日向市浄化センター	日向市大字財光寺字下ヶ浜	面積:約49,700m ²
仙ヶ崎污水中継ポンプ場	日向市大字日知屋字大浜	廃止
赤岩污水中継ポンプ場	日向市大字財光寺字三ツ枝	廃止

【 理 由 】

本市の下水道事業は、供用開始から30年以上が経過し、近年、人口は減少傾向であり、今後は下水道使用料収入が減少していくものと考えられている。また、施設及び管渠は、改築更新費及び維持管理費、耐震化耐水化事業費の増加が見込まれ、今後は、限られた財源の中で安定的、継続的かつ効率的な下水道経営が求められる。

このため、今回の都市計画変更では、汚水処理区域を見直し、区域縮小を行うとともに、下水管渠及び污水中継ポンプ場の一部を廃止するものである。

なお、今回の計画変更では、汚水計画のみを見直し、雨水計画については、今後策定予定の雨水管理総合計画において検討するものとし、見直しを行わないものとする。

変更対照表

1. 下水道の名称 日向公共下水道（変更なし）

2. 排水区域

変更前			変更後			備考
内訳	面積	備考	内訳	面積	備考	
日向公共下水道	約1,377ha		←	←	うち汚水処理区域 約877ha	変更あり

「排水区域は総括図の表示のとおり」

3. 下水管渠

変更前					変更後					備考
内訳	位置		区域		内訳	位置		区域		
	起点	終点	管径又は幅員	延長		起点	終点	管径又は幅員	延長	
往還汚水幹線	日向市大字財光寺字下ヶ浜	日向市大字財光寺字長江	○1.2m ～ ○1.4m	約1,510m	—	—	—	—	—	廃止
放流管渠	日向市大字財光寺字下ヶ浜	日向市大字財光寺字下ヶ浜	○1.4m	約130m	←	←	←	←	←	変更なし

4. ポンプ施設

変更前				変更後			
内訳	位置	面積	備考	内訳	位置	面積	備考
富高汚水中継ポンプ場	日向市新生町1丁目	約2,730m ²		←	←	←	変更なし
亀崎汚水中継ポンプ場	日向市大字日知屋字亀川	約1,720m ²		←	←	←	変更なし
細島汚水中継ポンプ場	日向市大字日知屋字古田町	約780m ²		←	←	←	変更なし
仙ヶ崎汚水中継ポンプ場	日向市大字日知屋字大浜	約700m ²		—	—	—	廃止
赤岩汚水中継ポンプ場	日向市大字財光寺字三ツ枝	約580m ²		—	—	—	廃止

5. 処理施設

変更前				変更後			
内訳	位置	面積	備考	内訳	位置	面積	備考
日向市浄化センター	日向市大字財光寺字下ヶ浜	約51,000m ²	処理人口 42,200人 処理能力 28,320m ³ /日 処理方法 標準活性汚泥法	←	←	約49,700m ²	処理人口 31,100人 処理能力 14,170m ³ /日 処理方法 標準活性汚泥法

変更理由書

本市の公共下水道事業は、昭和 48 年に基本計画が作成され翌年の昭和 49 年度に市街地中心部である富高地区 226ha の認可を受け、その後、管渠の整備も着々と進み、昭和 62 年 10 月に処理場の供用開始を行った。

現在、管渠の整備は、令和 4 年度末で約 861ha が完了しており、事業認可面積に対しての整備率にして約 98%に達している。

事業開始当時は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを目的に、全国的に下水道整備が進み、また、本市も人口の増加傾向にあり、市街化が進むにつれ、下水道整備が望まれ、事業推進してきた状況である。

しかし、本市の下水道事業は、供用開始から 30 年以上が経過し、社会情勢の変化や将来の人口推計も変化しており、本市の汚水処理事業を取り巻く環境は大きく変化している。本市の人口は、昭和 50 年代前半までは転入数が転出数を上回る社会増加と出生数が死亡数を上回る自然増加が相まって急増してきたが、その後は、緩やかな減少傾向が続き、平成 22 年からは死亡数が出生数を上回る自然減少に転じ、今後は高齢化により死亡数が増加し、急激な人口減少が予想されている。さらには、節水機器の普及などにより使用水量が減少し、使用料収入の減収が見込まれている。

また、既存施設及び管渠は、経年劣化による老朽化が進行しており、改築更新費および維持管理費の増加が見込まれ、今後、耐震化耐水化事業も実施していく必要があることから、今後は、限られた財源の中で安定的、継続的かつ効率的な下水道経営が求められる。

こうした背景から、今回の都市計画変更では、公共下水道区域における汚水排水区域の一部を合併浄化槽による個別処理に変更し生活排水処理普及率向上に向け取り組むものとし、汚水処理区域の縮小を行うものである。

なお、雨水排水区域に関しては、今後策定予定の雨水管理総合計画において、浸水リスクや資産・人口等の集積状況等を勘案し、雨水排水区域の見直しも含め検討を行うものとし、今回計画変更においては、雨水排水区域の見直しは行わないものとする。